

第三国定住難民に対する日本語学習支援等について



総合教育政策局日本語教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 第三国定住難民に対する日本語学習支援（現状）

条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育

令和8年度予算額（案）
（前年度予算額）

236百万円
236百万円



文部科学省

現状・課題

条約難民（※1）については、「難民対策について（平成14年閣議了解）」及び「平成18年以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」（平成15年難民対策連絡調整会議決定）に基づき、平成18年から難民認定者に対する日本語教育支援を実施。（R8：70人）

第三国定住難民（※2）については、平成22年度からタイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民等の受入れを行い、定住支援策として日本語教育支援を実施。（「第三国定住による難民の受入れの実施について（令和元年閣議了解）」等）（R8：60人）

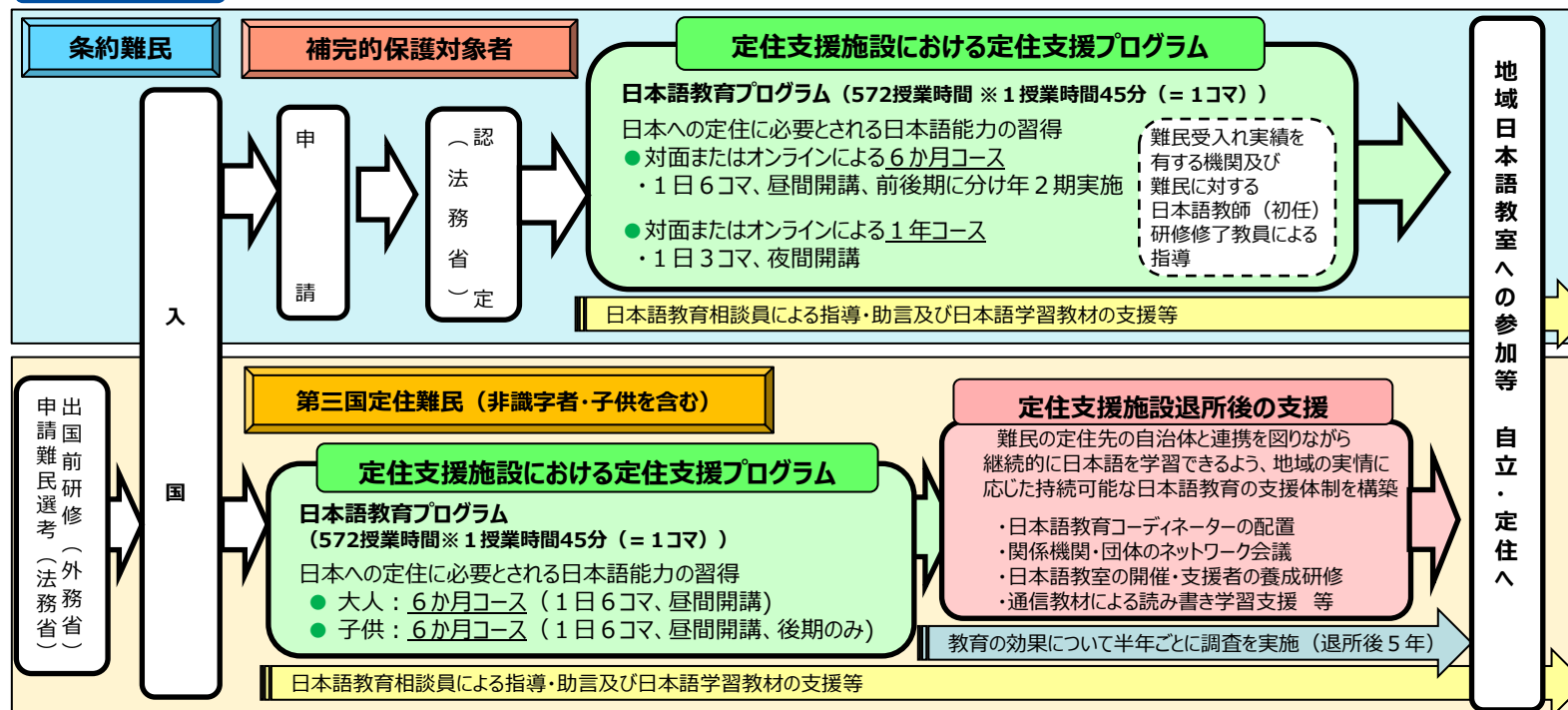
補完的保護対象者（※3）については、難民条約上の難民以外の者で、迫害を受けるおそれがある理由が難民条約上の5つの理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見）であること以外の要件を満たすもの（紛争避難民等）を保護するために創設。条約難民と同等の支援を行う。（R8：170人）

※1 **条約難民**・・・「難民の地位に関する条約」に定義された難民の条件に該当し、「出入国管理及び難民認定法」（入管法）によって認定された者。

※2 **第三国定住難民**・・・難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を第三国定住により難民として受け入れる者。アジア地域に一時滞在し、国連難民高等弁務官事務所から推薦があった者より受入れ。

※3 **補完的保護対象者**・・・令和5年12月に改正入管法が施行、認定申請開始。

事業内容



アウトプット（活動目標）

日本への定住に必要なとされる
B1相当までの日本語能力の習得

短期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

中期アウトカム（成果目標）

定住後の自立・定住の促進
定住先自治体の負担軽減

長期アウトカム（成果目標）

共生社会への実現に寄与

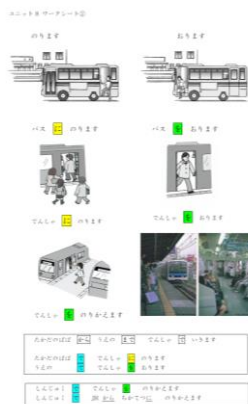
日本語教育プログラム（572授業時間）の内容

- これまでアジア福祉教育財団 難民事業本部（RHQ）が文科省の委託を受け実施
- ほとんどが日本語学習経験のない第三国定住難民の方に、半年間の集中的な日本語学習機会を提供し、定住地での生活立ち上げに向けた基礎的な日本語能力を育成
- 日本語教育の参照枠のA2レベル相当以上の到達が目標

【学習内容の例（一部）】

項目 (抜粋)	Can do 目標	主な学習内容・活動例
買い物	お店の人等の助けを借りることができれば、簡単なやり取りをして買い物することができる。	・自分がよく買う物の名前を覚える。・店の人等に、ほしいものがどこにあるかを聞く。（～はどこですか）・日常的によく買う物の値札等をみて値段が分かる。・買いたいものを指さして値段を聞き、繰り返して確認する。（いくらですか。〇円ですね。）・買いたいものを伝える。（これ、ください。）
身近な人と話す	日常的によく会う日本人に質問をして、簡単なやりとりができるようになる。	・質問することを決めて、ひらがなで書く。（家はどこですか。好きな食べ物は何ですか。）・挨拶、名乗り、切り出しのことが言える。（いま、いいですか。）・わからないときに聞き返せる。（すみません、もう一度お願いします）・母語でメモを取る・お礼を言う。・メモを見て、質問の答えを日本語で言う。
簡単な指示・確認・報告	日常生活や仕事ではっきりと、ゆっくりしたごく簡単な指示を理解し行動できる。分からないということを伝えられる。	分かったかどうか伝える。「わかりました。わかりません」身振り・モデル動作などの助けを借りたごく簡単な指示を TPR で実践練習簡単な進捗・終了報告「終わり、まだ」ができる。

【教材の例】



定住先の自治体や関係機関と連携し、主に以下の取組を実施

● 日本語学習機会の提供

- 民間団体や自治体と連携し、定住先で日本語学習を継続する場（日本語教室）を確保。（日本語教室の実施団体に対して運営経費の一部補助や学習教材提供を実施。）

● 日本語教育コーディネーターの配置等

- 定住先において日本語教育コーディネーターを配置し、定住先自治体や学校等の関係機関、定住支援施設の日本語教育相談員との連絡調整等を担うとともに、支援に携わる関係機関のネットワーク構築のため情報交換会・勉強会を実施

● 日本語教育相談窓口の設置

- 定住支援施設に日本語教育相談員を配置し、プログラム受講中・定住後を通じ、難民本人や自治体、学校、支援団体等の関係機関から問い合わせ・相談を受け付ける体制を整備。

● 日本語能力等調査

- 入国して5年経過するまでの間、定期的に第三国定住難民の日本語能力や日本語使用状況について調査を実施。調査結果は日本語教育コーディネーター等に共有され、自治体等関係機関が連携した日本語学習支援に活用。

2. 我が国に在留する外国人一般に対する日本語学習支援 生活者への日本語教育・外国人児童生徒への教育

地域における日本語教育

【地域における日本語教育の推進について】（日本語教育推進法第16条）

国は、地域における日本語教育の機会の拡充を図るため、日本語教室（専ら住民である外国人等に対して日本語教育を実施する事業をいう。）の開始及び運営の支援、日本語教室における日本語教育に従事する者の養成及び使用される教材の開発等の支援、日本語教室を利用することが困難な者の日本語学習に係る環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

【地域における日本語教育を推進するための役割分担】（令和4年11月文化審議会国語分科会報告より作成）

国（文部科学省）

1. 日本語教育を推進する中核人材の養成

- 地域の日本語教育の指導者を適切に指導助言できる地域日本語教育コーディネータや研修講師の養成 等

2. 日本語教育に対する財政支援等

- 地域における日本語学習環境の整備、日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備のため財政支援

都道府県

1. 域内の日本語教育の体制整備

- 域内の日本語教育体制の整備
- 関係機関と連携して域内の日本語学習環境の整備

2. 域内の市町村の日本語教育担当者等の研修

- 域内において、市町村の日本語教育担当者や指導者の研修

3. 域内の日本語教育の実態・ニーズの把握

市区町村

1. 日本語教育の実施

- 関係機関等と連携した日本語教室の設置・運営

2. 日本語学習支援者の育成

- 地域における日本語学習支援者の養成

3. 外国人等の実態・ニーズの把握

文部科学省では、「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」を通じて地域における日本語教育の体制整備に取り組んでいるが、在留外国人数が増える中、以下の課題解決等に向け、自治体への更なる支援が必要。

- ①地域に日本語教育の推進に係るコーディネーターや日本語教師等の質・量の確保
- ②日本語教室の設置・運営等に関するノウハウ不足

外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

652百万円
550百万円)



文部科学省

背景・課題

在留外国人の増加に伴い、日本語教師、日本語学習支援者の不足や学習者のニーズに応じた日本語教育の実施が不十分などの課題がある中、令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行され、それに基づく国の基本方針が閣議決定された。それらに基づき、地方公共団体の責務を踏まえ、外国人を日本社会の一員として受け入れる社会包摂を念頭に置き、地域の状況に応じた日本語教育施策を確実に実施し、生活等に必要な日本語能力を身に付けられる仕組みづくりを推進できるよう、地域における日本語教育環境を強化するための体制整備を図る必要がある。

「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」には、日本語教育が重点事項として位置付けられ、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「成長戦略等のフォローアップ」でも、地域の日本語教育の体制整備推進が明記されている。

事業内容

1 企画評価会議の実施 6百万円 (6百万円)

2 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進

【補助】 615百万円 (513百万円)

対象：都道府県・政令指定都市 件数：62件 (53件)

補助率：2分の1

※ (2)◇ i・iiを実施する団体には
補助率加算【最大3分の2】

(1) 広域での総合的な体制づくり【普通交付税措置】

域内の地方公共団体や関係機関と連携して行う、広域での日本語教育の体制づくりの推進

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
- 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
- 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置

<取組事例>

- 複数市町村による連携促進
- オンラインによる広域的な日本語教育等

(2) 地域の日本語教育水準の維持向上【普通交付税措置】

◇「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組の開発・試行

- i 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
- ii 「地域における日本語教育の在り方について(報告)」で示すレベル(B1) 時間数(350h以上)に応じた体系的な日本語教育

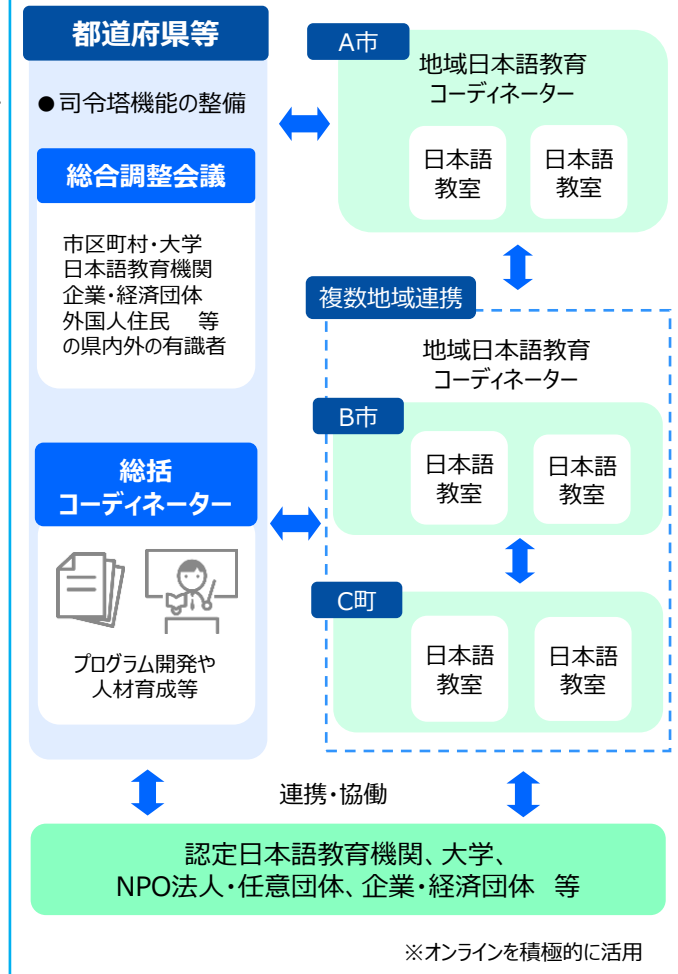
(3) 都道府県等を通じた市町村への支援(間接補助)【特別交付税措置】

- 市町村が都道府県等の関係機関(民間団体等)と連携して行う日本語教育等の取組への支援

3 総合的な体制づくりの優良事例等の普及・連携強化【委託】 31百万円 (31百万円)

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等を開催する。

▼ 地域日本語教育の環境強化のための 総合的な体制づくり 連携イメージ



アウトプット(活動目標)

- 都道府県・政令指定都市に対する本事業による支援の実施

短期アウトカム(成果目標)

- 各地域での日本語教育支援体制の整備

中期アウトカム(成果目標)

- 日本語教育の機会提供に係る関係機関との連携の強化

長期アウトカム(成果目標)

- 日本語教育環境の醸成と外国人との共生社会に対する意識の向上

(担当：総合教育政策局日本語教育課)

これまでの日本語教育に係る課題



教育の質

- ✓ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ✓ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分



情報発信

- ✓ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準について正確・必要な情報を得ることが困難



地域間格差

- ✓ 地域によって教育機関や教員養成機関の整備が不十分
- ✓ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備が不十分



- A) 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- B) 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等の推進

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月施行）



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

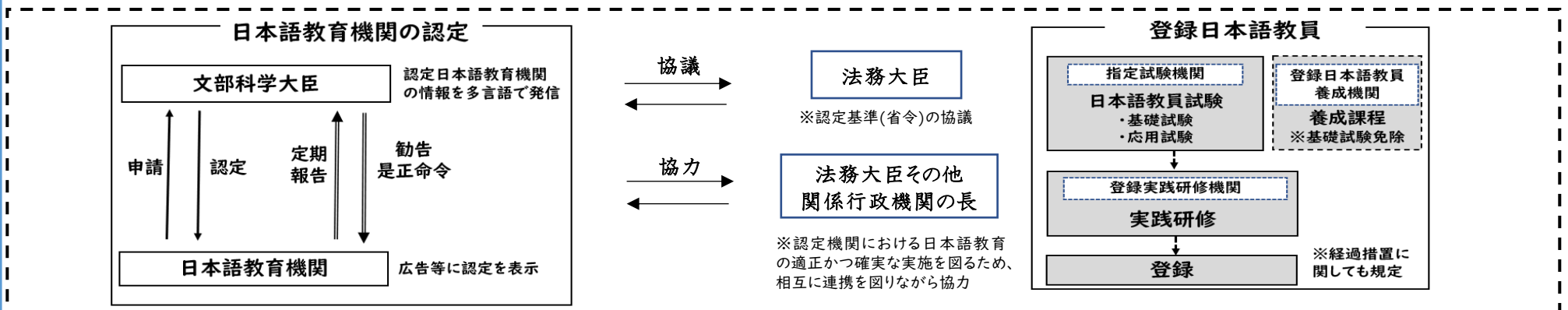
※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

認定日本語教育機関について



日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)が令和6年4月1日に施行されました。

この法律に基づき、文部科学大臣は、一定の基準を満たし、日本語教育を適正かつ確実に実施できる日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として認定します。



教職員の体制や、施設設備、教育課程等についての認定基準を満たす日本語教育機関を「認定日本語教育機関」として文部科学大臣が認定します。



認定は「留学」・「就労」・「生活」という日本語学習の目的に応じた3つの分野ごとに行われます。認定日本語教育機関は、学習者の日本語能力を、その各目的に必要なレベル以上に引き上げるための教育を提供します。



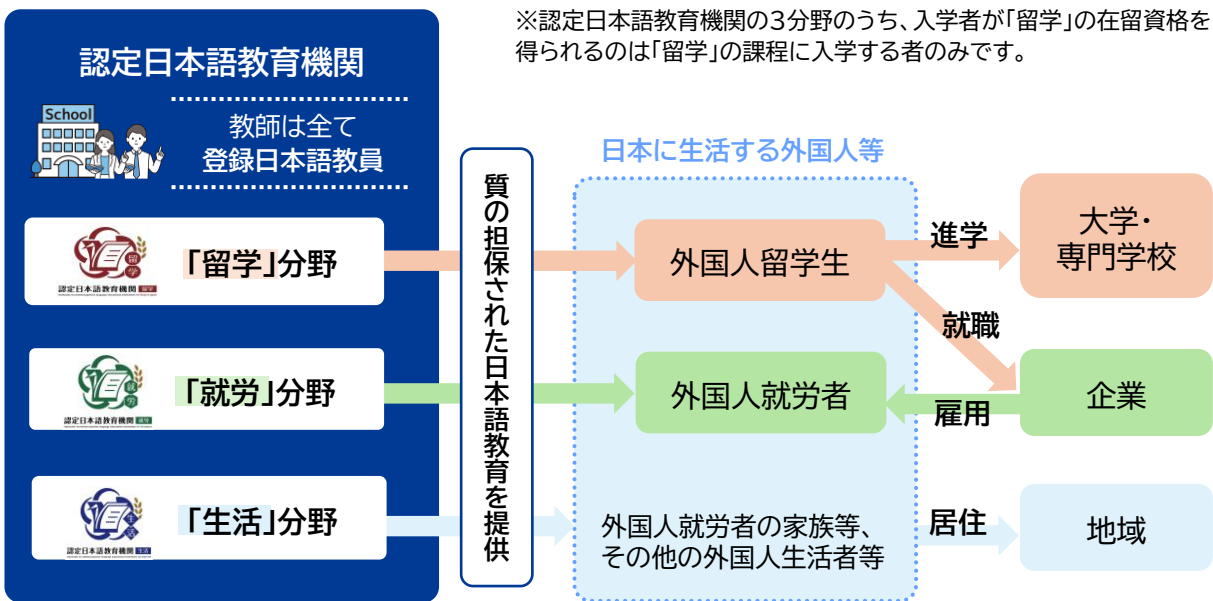
また、認定日本語教育機関においては、新たに創設された日本語教師の国家資格「登録日本語教員」の資格を持つ者だけが日本語の指導を行います。



登録日本語教員の資格は、「日本語教員試験」に合格し、日本語教育の現場で行う実習である実践研修を修了した、日本語教育を行うために必要な能力を持つ者に与えられます。

認定日本語教育機関のイメージ

※認定日本語教育機関の3分野のうち、入学者が「留学」の在留資格を得られるのは「留学」の課程に入学者のみです。



「日本語教育の参照枠」を参照した教育の提供

認定日本語教育機関では、「日本語教育の参照枠」で示す5つの言語活動(「聞く」「読む」「話す(やり取り、発表)」「書く」)や、言語活動別の熟達度に関する評価等を盛り込み、分野ごとに特色ある教育課程を編成し教育を行っています。

日本語教育機関認定法ポータルについて

「日本語教育機関認定法ポータル」は、日本語学習者をはじめとする日本語教育関係者に向けて、多言語での認定日本語教育機関の情報発信等を行うウェブサイトです。

日本語を学びたい外国人の方をはじめ、認定日本語教育機関や登録日本語教員の日本語教育サービスに関心のある方はぜひ「日本語教育機関認定法ポータル」をご覧ください。

「日本語教育機関認定法ポータル」はこちらから >>>



◆ 認定日本語教育機関の認定結果

(法務省告示機関数：857機関)

令和6年度	認定	41機関	(申請機関数	120機関)
令和7年度(第1回)	認定	23機関	(申請機関数	74機関)

※令和7年度第2回審査への申請機関数：100機関

◆ 日本語教員試験の結果

(令和6年度)

受験者数	17,655名
合格者数	11,051名
合格率	62.6%

(令和7年度)

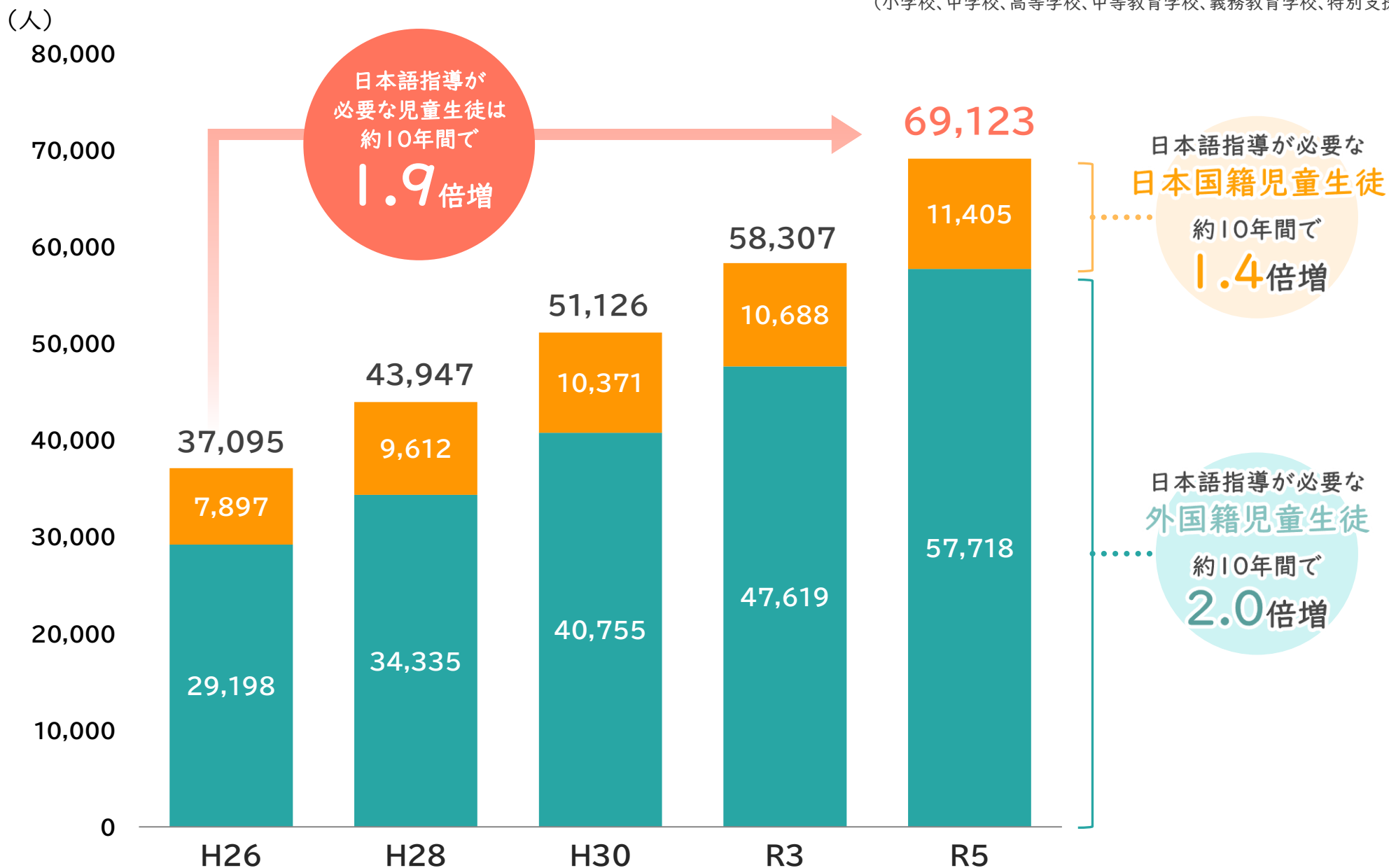
受験者数	17,597名
合格者数	11,876名
合格率	67.5%

◆ 登録日本語教員の登録状況(令和8年2月27日時点)

登録者数	13,784名
------	---------

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数の推移

(小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、義務教育学校、特別支援学校)



(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」

これまでの対応

- **日本語指導のための「特別の教育課程」の制度化**
 (日本語指導のための取り出し指導)
 ・義務教育段階:年間10~280単位時間(平成26年度~) ・高等学校段階:卒業単位21単位まで(令和5年度~)
- **日本語指導に必要な教員定数の着実な改善**
 (日本語指導が必要な児童生徒18人に1人が基礎定数となるよう令和8年度までに計画的に措置)
- **日本語指導を含む外国人児童生徒等への支援に取り組む自治体に対する支援**
 (都道府県、市区町村に対する以下の補助事業「帰国・外国人児童生徒等教育の推進事業」を実施)

経済財政運営と改革の基本方針
2025

多様な児童生徒の教育機会を保障するため、(略)、**外国人児童生徒への支援体制の強化**、(略)を推進する。

帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業

令和8年度予算額(案) 1,491百万円
 (前年度予算額 1,249百万円)

外国人の子供の就学促進を図るとともに、学校における教育環境を整備するため、日本語指導補助者の派遣等による指導体制の構築など、**各地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組みに対し支援**を行う。

(補助対象:都道府県・市区町村 補助率:1/3)

I. 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業(H25~)

R8予算額(案):1,396百万円(1,154百万円)

【実施項目】

- 日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- オンライン指導や多言語翻訳システム等ICTを活用した教育・支援 等

II. 外国人の子供の就学促進事業(H27~)

R8予算額(案):95百万円(95百万円)

【実施項目】

- 不就学等の外国人の子供に対する日本語、教科等の指導のための教室 等
- 日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等



(参考)令和7年度補助実績

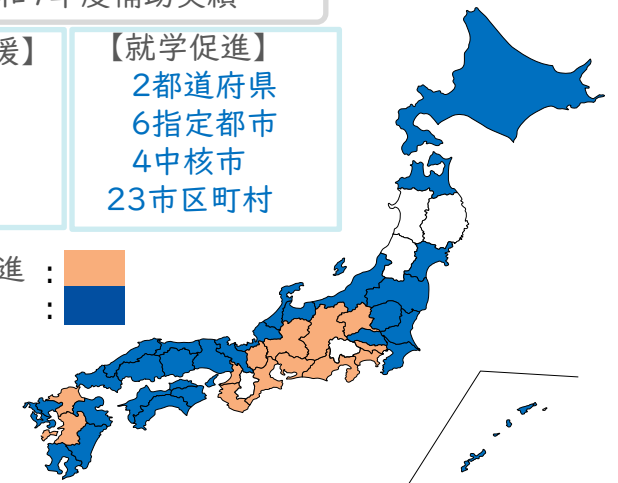
【きめ細かな支援】

33都道府県
 19指定都市
 31中核市
 138市区町村

【就学促進】

2都道府県
 6指定都市
 4中核市
 23市区町村

きめ細+就学促進 : 
 きめ細のみ : 



外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策（概要）

新たに設置された関係閣僚会議の下、外国人との秩序ある共生社会の実現に向け、新たにとりまとめ

I 基本的な考え方

- 一部の外国人による、我が国の法やルールを逸脱する行為・制度の不適正利用について、国民が感じている不安や不公平感に対処する必要
- 入国前の日本語教育及び社会規範等の理解促進、法やルールを逸脱する行為に対する公正・厳正な対処、事実・実態を把握した上での制度適正化、正確かつ十分な情報公開、関係機関間の情報共有・相互連携といった取組により、安全・安心な社会を実現
- その上で、我が国の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安全・安心に生活し、共に繁栄する社会の実現を目指す必要

II 国民の安全・安心のための取組

第1 既存のルールの遵守、各種制度の適正化に向けた取組 1

出入国・在留管理等の適正化・外国人受入れについて

- | | |
|-------------|--|
| R8 | ○不法滞在者ゼロプランの強力な推進（5年以内に難民認定申請の平均処理期間を6月以内・退去強制が確定した外国人を半減）
○外国人に関わる各種施策・出入国在留管理の体制を強化・拡充
○帰化の審査において、永住許可との整合性も勘案した厳格化を検討 |
| R8/R9 | ○永住者の審査の厳格な運用、許可基準の見直し |
| R10 | ○電子渡航認証制度（JESTA）の導入 |
| 具体化に向け直ちに着手 | ○日本語や制度・ルール等を学習するプログラムの創設、受講及び内容の理解を在留審査（永住者の審査を含む。）の要素とすることを検討
○海外事例を参考に、退去強制事由の拡大（対象犯罪の拡大）について、検討
○国・地方自治体・受入れ機関等の役割分担、在留資格の適正化や関連する将来推計を踏まえた受入れの在り方等の総合的な検討 |

2 外国人制度の適正化等について

- | | |
|-------------|--|
| R8 | ○来日前・来日後の日本語教育の充実（ <u>大人：自治体への財政支援等/こども：国が初期支援の方策を検討等</u> ）
○日本語教師の養成・研修及び社会的地位の向上
○各種民泊データの一元管理を通じた仲介サイトからの違法民泊の確実な排除
○オーバーツーリズム対策の集中的実施・抜本的強化、特定の都市・地域への集中の是正と観光客の分散の推進 |
| R8/R9 | ○医療費不払のある訪日外国人の情報を共有するシステムの基準額引下げ（R8）、対象の中長期在留者への拡大（R9） |
| R9 | ○入管庁と関係機関との税・国保料等のマイナンバー等による情報連携の在留審査等への活用（R9） |
| 具体化に向け直ちに着手 | ○外国人学校への補助金等の状況の公表等による適正かつ透明な執行確保、外国人留学生の在籍管理の適正を欠く大学等の指定・公表
○公営住宅・UR賃貸住宅等への新規入居者の国籍等の把握、追加的な対応の検討 |

第2 土地取得等のルールの在り方を含む、国土の適切な利用及び管理に向けた取組

- | | |
|-------------|---|
| R8 | ○不動産登記、森林法をはじめ、土地関連制度において国籍を把握
○安全保障の観点からの土地取得等のルールについて、立法事実を整理し、他国の例も参考に、骨格をとりまとめ（R8年夏） |
| R9以降 | ○不動産登記の国籍把握を踏まえ、国内居住者を含む外国人によるマンション取得実態を把握
○国籍情報を含む、統一的な考え方による地下水採取の実態把握や地下水の適正な保全と利用の仕組みについて検討
○土地所有等情報の更なる透明性向上に向け、法人の実質的支配者の把握強化の検討（FATF（金融活動作業部会）対日審査対応との連携）
○無主の離島の国有財産化や、安全保障の観点から必要な場合には離島の土地の取引等のルール化を含めて対策を検討
○国内居住者を含む外国人によるマンション取得の実態が明らかになれば、諸外国の取組も参考に、必要な対応策を検討 |
| 具体化に向け直ちに着手 | |

III 外国人が日本社会に円滑に適応するための取組

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ・情報発信・相談体制の強化 | ・ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援 |
| ・交付金の在り方の見直しを含む、地方公共団体への支援策の拡充 | ・秩序ある共生社会の実現に向けた、意識醸成 |